資 料 １－２

財務局の未利用国有地の管理等業務

民間競争入札実施要項（案）

財務局の未利用国有地の管理等業務における民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１ 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、財務省は、公共サービス改革基本方針（平成２２年７月６日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された財務局の未利用国有地の管理等業務（以下「未利用国有地管理等業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

１．対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第１４条第２項第１号）

(1) 未利用国有地管理等業務の概要

未利用国有地等の国有財産(以下「国有財産」という。)の処分に当たり必要となる物件調査業務、草刈や柵設置等の管理業務、国有財産の一般競争入札の案内書配布等補助業務について、これらの業務のうち、会計法令等により国自らが行わなければならない事務を除き、包括的に民間事業者へ業務を委託するものである。

(2) 業務の対象地区及び対象財産

① 首都圏地区

財務省関東財務局（以下「国」という。）が指定する東京都（島しょを除く。）、埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県に所在する国有財産を対象とする。

なお、一般競争入札の補助に関する業務については、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県に所在する国有財産を対象とする。

② 北関東及び信越地区

国が指定する茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県に所在する国有財産を対象とする。

(3) 業務内容

以下の業務を行う。業務の詳細は別紙１「仕様書」のとおり。

① 国有財産の調査に関する業務

1) 物件調書作成業務

2) 地下埋設物調査業務

3) 土壌汚染調査業務

4) ライフライン調査業務
5) アスベスト調査業務
6) 測量業務

② 国有財産の管理に関する業務

1) 巡回業務
2) 草刈・保守業務
3) 柵設置業務
4) 看板作成設置業務
5) 樹木伐採業務
6) 投棄物撤去業務
7) 巣撤去業務
8) 流出土砂撤去業務
9) 建物開口部閉鎖業務

③ 一般競争入札の補助に関する業務

1) 入札案内書配布業務
2) 入札案内書原稿整備業務

(4) 一般的事項

① 民間事業者は、国が業務を委託する物件を特定した際に交付される「業務委託指図書」（以下「指図書」という。）に基づいて業務を実施する。

② 民間事業者が国から指図書の交付を受け、業務を実施する中で施工方法や施工数量等を変更する必要が生じた場合は、現地から国の監督職員に連絡し、変更の必要性について説明の上、監督職員の了解のもと業務を実施する。この場合、民間事業者は別に定める「業務変更内容記録」（以下「変更記録」という。）を作成し、変更内容について監督職員の確認を受けるものとする。

なお、国が指示した業務内容を別の業務に変更する等の重大な変更の必要が生じた場合は、民間事業者は変更記録の作成に加え、国から「業務委託指図書（変更）」の交付を受けて業務内容を変更する。ただし、国の都合で、国からの指示に基づき業務内容の変更を行う場合は「業務委託指図書（変更）」の交付のみで変更記録の作成は行わない。

③ 民間事業者は、定められた業務期間内に確実に業務を履行しなければならない。工期の延長は、国の都合又は天災等の止むを得ない理由による場合以外はこれを認めない。なお、業務履行期限等の日数算定の考え方は、休業日を除いた実日数とし、指図日の翌日から起算するものとする。

④ 民間事業者は、未利用国有地管理等業務を実際に行う者（以下「未利用国有地管理等業務担当者」という。）について国から身分証明書の発行を受け、業務を実施する際にこれを常時携行させる必要がある。業務を実施する上で必要が生じた場合は、身分証明書を提示した上で業務を実施する。

なお、民間事業者が現地業務を外部に部分委託する場合であっても、国から身

分証明書の発行を受けた者を現地に1名以上常駐させる必要がある。

⑤　業務の実施に当たっては、近隣住民等に対しあらかじめ業務説明を行うとともに、迷惑防止に努めることとし、トラブルを惹起しないよう最大限配慮しなければならない。

なお、お知らせ文書の配布が義務付けられている業務を実施する場合には、近隣住民に対し事前に「工事実施のお知らせ文書」を配布する必要がある。配布範囲は別途国から指示するものとする。

⑥　業務実施に伴い必要となる車両置場・工事用機材置場については、民間事業者の負担において確保すること。

工事用機材等の搬入・搬出にあたっては、周辺道路及び隣接地工作物等に損害を与えないよう十分留意するとともに、安全な業務遂行に必要な措置を講じなければならない。

なお、現地に工事用機材等の搬入・搬出に支障となるネットフェンスがある場合は、現地から監督職員に連絡をし、口頭で指示を受けてネットフェンス撤去及び（原状回復のための）設置業務をあわせて実施する（②の業務変更の手続を経て実施する。）。木柵撤去・番線切断等、ネットフェンス以外の工作物の現状を変更した場合は、業務完了期限までに民間事業者の負担により原状回復しなければならない。

⑦　現地に施錠された門扉がある場合等、業務実施に当たり鍵の貸与が必要な場合は、国は指図書の交付と同時に民間事業者に鍵を貸与し、民間事業者は現地での作業が終了した日の翌日から２日以内に鍵を返還しなければならない。

なお、民間事業者は鍵を紛失することのないように十分注意して取り扱うこととし、鍵の受渡は国から身分証明書の発行を受けた者が行わなければならない。

⑧　業務実施時において、第三者に損害を与えた場合は、損害賠償等これに要する費用は民間事業者の負担とする。

⑨　民間事業者は、業務の実施に伴い何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、必要に応じ民間事業者の責任において解決するものとする。この場合、監督職員から指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

⑩　台風・地震等の天災や事故の発生に伴って緊急の対応が必要となった場合は、土日祝日及び夏季・冬季休暇期間や昼夜の時間を問わず、国の指示に基づいて業務を行うものとする。

⑪　本実施要項等に定めのない事項については、民間事業者は監督職員又は契約担当課と協議して対応するものとする。

(5)　業務管理に関する事項

①　総括責任者と実行責任者

民間事業者は、業務全般の総括責任者と各業務ごとの実行責任者を定め、国との連絡調整に当たらせるとともに、国に提出する各種報告書等に不備がないよう

に、内容の確認を行わせなければならない。業務管理の流れは別紙２「業務管理のイメージ図」のとおり。

なお、民間事業者がグループで構成されている場合は、総括責任者はグループ代表者に所属する者とし、各業務の実行責任者は当該業務を行う各グループ構成者に所属する者とする。

② 進行管理

民間事業者は、業務が漏れなく円滑に実施されるように進行管理表等により適切な進行管理を行い、上記の各責任者は業務の実施状況を常時把握しておかなければならない。

③ 公文書等の貸与

1） 民間事業者は、決議書類等の公文書を物件調書作成業務等を行うために借用しようとする場合には、当該公文書を管理する国の庁舎を訪問し、必ず公文書貸与管理簿に記載の上、国の確認を得なければならない。借用書類を返戻する場合も同様とする。

2） 物件調書作成業務等を行うために、光磁気ディスク等により国のシステム及びデータ等の貸与を受けた場合には、パスワード等によるセキュリティを確保の上、適切に管理し、業務以外の目的に供してはならない。

なお、使用する光磁気ディスク等は、事前に最新パターンによるウィルスチェックを行い、ウィルス等に感染していないことを確認すること。

また、未利用国有地管理等業務に関する契約（以下「本契約」という。）の期間が満了したときは、速やかに当該システム及びデータ等を抹消しなければならない。

(6) サービスの質の設定

未利用国有地管理等業務の実施に関して確保されるべき公共サービスの質を確保するため、民間事業者に対して以下の要求水準を設定する。

① 管理等業務の処理期間内の処理率

指図書の交付された業務については、別紙３「業務期間一覧表」のとおり指定した期間までにその処理を完了するものとし、達成目標は１００％とする。

なお、日数は休業日を除いた実日数とする。

② 各種情報等の適正な管理等

未利用国有地管理等業務にかかる情報が外部等に漏洩することがないよう厳格な情報管理を行うこと。

③ 適確な調査

物件調書及び各種報告書については、以下により調査を行い、国の検査職員による検査合格を受けること。

1） 物件調書は、財産を処分する際に民間における重要事項説明書に代わるものとして別途定める項目について、適確に記載すること。

2） 地下埋設物調査、埋設物掘削調査及び土壌汚染調査は、その調査結果により

埋設物等の範囲を確定し、入札案内書に記載するほか、その撤去費用を物納者に求めることもあるため別途定める項目について、適確な調査を行うこと。

(7)　創意工夫の発揮可能性

未利用国有地管理等業務を実施するに当たっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を発揮し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

1)　未利用国有地管理等業務の実施全般に対する提案

民間事業者は、別紙４の総合評価のための業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）に従い提案することとする。

2)　従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、提案書に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

(8)　委託費等の支払方法

①　本契約の形態は業務委託契約（単価契約）とする。

②　検査

民間事業者は指図書に基づき未利用国有地管理等業務を実施し、当該業務完了後に国が別に定める報告書を速やかに国に提出することとする。

国の検査職員は、提出された報告書について報告を受けた日から１０日以内に検査を行い、未利用国有地管理等業務の履行状況を確認するものとし、検査合格となったものについて国は民間事業者から請求を受けて下記④の方法により委託費を支払うものとする。

なお、検査不合格となった場合は、下記③の是正を行い、再度、報告書を国に提出し、国の検査を受けるものとする。

また、請求については国との間であらかじめ定める書面により行うものとする。

③　業務の是正措置等

民間事業者は、国の検査職員による検査の結果、業務内容の是正が必要であると認められる場合に該当するときは、速やかに業務の是正措置を行わなければならない。

国は「業務委託是正指図書」により民間事業者に業務の是正の指示を行い、民間事業者はそれを受けて当該指図書の定める期間内に速やかに業務の是正を行うものとする。

また、未利用国有地管理等業務について、サービスの質に関して、国が必要と認めた場合には、民間事業者は改善計画書を国に提出し、承認を得た上で速やかに改善計画書の内容を実施しなければならない。

④　支払方法

委託費の支払に当たっては、民間事業者は検査合格となったものを月ごとに取

りまとめ、完了した業務実績数量に契約単価を乗じて算出した金額（指図書ごとに合計した金額。金額に円未満の端数があるときは、端数を切り捨てる。）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額をもって委託費の支払いを請求するものとする。国は、適正な請求書を受理した日から３０日以内に、国の定める方法により民間事業者に委託費を支払うものとする。

国が期限内に支払わないときは、国は、支払期限到来の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率で計算した遅延利息を、速やかに民間事業者に支払うものとする。ただし、遅延利息の額に１００円未満の端数があるとき、又はその金額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

⑼　費用負担等に関するその他の留意事項

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、下記①から③に該当する場合には国が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

①　本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

②　消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

③　上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

２．実施期間に関する事項（法第１４条第２項第２号）

当該業務の実施時期は、平成２３年４月（契約締結後）から平成２６年３月３１日までとする。（予定）

（上記に係る予算措置については、平成２３年度予算要求中（３ヶ年国庫債務負担行為）であり、本入札に係る落札及び本契約の締結は、当該業務に係る平成２３年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。）

３．入札参加資格に関する事項（法第１４条第２項第３号及び第３項）

⑴　法第１０条各号（ただし第１１号を除く。）に該当する者でないこと。

⑵　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、本契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑶　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(4)　競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者で、入札書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。

　なお、仕様書で定める業務に応じて、別紙５「入札参加資格」の資格をすべて有する者であること。

(5)　税の滞納がないこと。

(6)　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7)　入札説明会等において、未利用国有地管理等業務の概要等の説明を受けた者であること。

(8)　その他国が必要と認める事項に該当していること。

(9)　入札参加グループでの入札について

①　地理的要因等から単独で業務が担えない場合は、業務委託地区内において未利用国有地管理等業務を適正に遂行できる複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することができる。

　この場合、入札参加グループの構成者のうち１者がグループの代表者となり、提案書の提出及び入札手続を代表者の名前で行うものとする。また、入札参加申し込みに当たっては、入札参加グループ結成に関する協定書を作成し併せて提出すること。

　また、未利用国有地管理等業務の遂行に当たっては、入札参加グループの代表者が責任をもって国との連絡調整を行うとともに、入札参加グループの構成者も定期的に国と連携を図り、円滑かつ迅速な業務を実施すること。

　なお、入札参加グループの構成者となった者は、本競争に参加する他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。

②　代表者及びグループ構成者は、上記(1)から(8)までの全ての要件を満たすこと。

４．入札に参加する者の募集に関する事項（法第１４条第２項第４号）

(1)　入札に係るスケジュール（予定）

手続	スケジュール
入札公告	平成２２年１１月下旬ころ
入札説明会	平成２３年１月中旬ころ
入札等に関する質疑応答	平成２３年１月中旬ころ
入札書類の受付期限	平成２３年１月下旬ころ

入札書類の評価	平成２３年２月上旬ころ
開札・落札者等の決定	平成２３年３月上旬ころ
契約の締結	平成２３年４月１日

(2)　入札実施手続

①　入札の単位

入札は、上記１.(2)「業務の対象地区」を単位とし、上記２.に示す契約期間を対象として行うものとする。

②　提出書類

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び提案書を提出するものとする。

③　入札書の内容

入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、業務ごとの単価（円未満切捨て）に予定件数を乗じた金額とその総額を記載すること。なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の１０５分の１００に相当する金額を記載することとする。

④　提案書の内容

提案書には、別紙６「委託業務を実施する者を決定するための評価の基準」に示した各評価項目に対する提案を具体的に記載すること。

入札参加者は、法令等に反しない限り、その創意工夫を発揮して、仕様書等と異なる取扱いを内容とする提案をすることができる。

なお、入札への参加を希望する者は、提案書提出期限前にその提案内容が法令等に反するか否かについて、入札を実施する国に対し確認を求めることができる。確認を求められた国においては、当該者が提案書を提出期限内に提出できるよう速やかに回答する。

⑤　提案書の添付資料の内容

提案書には次の資料を添付するものとする。

1)　会社概要、組織図

2)　事務フロー図

3)　法第１５条において準用する法第１０条各号（ただし第１１号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類

⑥　ヒアリングの実施

ヒアリングでは、提案書に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより提案が実現可能な内容であるかを確認し、評価項目の得点に反映させる。

なお、ヒアリングへは業務担当予定者最低１名が必ず出席すること。

⑦　入札の無効

本実施要項に示した競争参加資格のない者、別に定める入札説明書の入札条件に違反した者又は入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入

札書及び提案書は無効とする。

⑧　再度入札

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

⑨　入札の延期

入札参加者が相連合し又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができないおそれがあると認められるときは、当該入札を延期することがある。

５．対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第１４条第２項第５号）

未利用国有地管理等業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、対象地区ごとに総合評価方式によるものとする。

(1)　評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について、別紙６「委託業務を実施する者を決定するための評価の基準」により行うものとする。

①　必須項目審査

入札参加者が提案書に記載した内容が次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

②　加点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、提出された提案書を基に、加点項目について審査を行う。

提案内容については、具体的かつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には、各業務の仕様書等と提案内容との比較を行い、加点を与える。なお、評価にあっては審査基準により０点から５点を付与することとし、加点については、各評価者の付与した評価点の算術平均の値とする。

③　採点方式

得点配分は１００点とする。

・基礎点は３５点とする。

・加点の合計は６５点を上限とする。

評価の決定に当たっては評価委員会を設置し、評価委員会の意見を反映するもの

とする。

(2)　落札者の決定

①　上記３．の入札参加資格を全て満たし、上記５．(1) の評価の方法において必須項目審査により得られた基礎点（３５点）と加点項目審査で得られた加点（６５点）を加算し、入札価格（予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除した値を総合評価点とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する。

総合評価点＝（基礎点（３５点）＋加点項目審査による加点）÷入札価格

②　落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令第８５条の規定による基準において定める額を下回った場合には、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるか否かについて、予算決算及び会計令第８６条の規定に基づく調査を行うものとし、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

③　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

④　落札者が決定した時は、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定理由について公表するものとする。

⑤　再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できない等やむを得ない場合は、国が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

６．対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第１４条第２項第６号及び第４項）

別紙７「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

７．公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第１４条第２項第７号）

国が指図書で指示する業務実施期間内に限り、民間事業者は未利用国有地管理等業務の対象となる国有財産に立ち入って業務を行うことができるものとする。

８．公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第１４条第２項第９号）

(1)　報告等について

①　業務報告書の作成と提出

1)　民間事業者は、民間事業者の営業状況等に関し、次により国へ報告書を提出すること。

・毎期の決算を終了した場合は、当該決算期に係る財務諸表

・定款の一部を変更した場合は、変更理由及び変更部分

・役員の改選があった場合は、改選役員の氏名及び経歴

2)　民間事業者は、個人情報の漏洩、滅失又は棄損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の実施状況について、契約期間中、少なくとも６ケ月に１回又は国が求めた場合はその都度報告すること。

3)　民間事業者は、国の求めに応じ、未利用国有地管理等業務の実施状況その他質の確保に関して、書面又は質疑応答形式により報告すること。

②　事故等の報告

民間事業者は、未利用国有地管理等業務を実施するに当たり、業務の期間中の事故防止等に努めること。また、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに国に報告すること。

③　国の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、未利用国有地管理等業務の検査・監督体制は次のとおりとする。

1)　監督職員（官職指定）　別途、国の定める職員による。

2)　検査職員（官職指定）　別途、国の定める職員による。

(2)　国による調査への協力

国は、民間事業者による未利用国有地管理等業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、民間事業者に対し、未利用国有地管理等業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査する国の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第２６条第１項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3)　指示

国は、民間事業者による未利用国有地管理等業務の適正かつ確実な実施を確保す

るために必要であると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(4)　秘密の保持

①　民間事業者（個人の場合はその者、法人の場合はその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）若しくは従業者その他の未利用国有地管理等業務担当者）又は民間事業者であった者は、未利用国有地管理等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

②　民間事業者又は民間事業者であった者は、未利用国有地管理等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用することとならない場合であっても未利用国有地管理等業務の実施に関して知り得た情報を未利用国有地管理等業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

　また、民間事業者は、未利用国有地管理等業務において取得した個人情報について、自己の利益のため、自らが運営する業務に活用する等、未利用国有地管理等業務以外に利用してはならない。

③　上記①に該当する場合には法第５４条により罰則の適用がある。

(5)　契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

①　業務の開始及び中止

1)　民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確実に未利用国有地管理等業務を開始しなければならない。

2)　民間事業者は、やむを得ない事由により、未利用国有地管理等業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

②　民間事業者の使用する名義及び身分証明書

民間事業者又はその従業者は、未利用国有地管理等業務に従事する際には、国が認証した「身分証明書」を常に携行しなければならない。

③　宣伝行為の禁止

1)　民間事業者及び未利用国有地管理等業務担当者は、未利用国有地管理等業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

2)　民間事業者及び未利用国有地管理等業務担当者は、未利用国有地管理等業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

④　法令の遵守

　民間事業者は、未利用国有地管理等業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑤　帳簿等の備え付け

1)　民間事業者は、進行管理表等その他国が指示する帳簿を備えなければならない。

2)　未利用国有地管理等業務に係る会計に関する帳簿書類を作成し、未利用国有地管理等業務を終了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存すること。

⑥　権利の譲渡

民間事業者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を国の承認を得た場合を除き第三者に譲渡してはならない。

⑦　権利義務の帰属等

1)　未利用国有地管理等業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

2)　民間事業者は、未利用国有地管理等業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

⑧　再委託の取扱い

1)　民間事業者は、未利用国有地管理等業務の実施に当たり再委託をしてはならない。

2)　ただし、あらかじめ書面により国に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。

3)　民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で国の承認を受けなければならない。

4)　民間事業者は、上記2)及び3)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。

5)　再委託先は、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑨　個人情報等の取扱い

民間事業者は、個人情報の取扱いに関して、国が定める「個人情報等に関する特約条項」に従うものとし、内規を定め、国の承認を得なければならない。

⑩　談合等不正行為

民間事業者は、談合等の不正行為に関して、国が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

⑪　契約変更

国及び民間事業者は、未利用国有地管理等業務の更なる質の向上を図る必要があるため、又はやむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由について、相手方の承認を得なければならない。

⑫　契約解除

国は、民間事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。

1)　偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

2)　法第１４条第２項第３号又は法第１５条において準用する法第１０条各号

（ただし第１１号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

3) 本契約に従って未利用国有地管理等業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

4) 上記3)に掲げるほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

5) 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問について回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。

6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。

7) 民間事業者等が法令又は本契約に違反して、未利用国有地管理等業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

8) 民間事業者等が法令又は本契約に違反して、未利用国有地管理等業務の実施に関して知り得た情報を目的外に利用したとき。

9) 暴力団を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

10) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑬ 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、民間事業者の責に帰することができない事由により未利用国有地管理等業務の全部又は一部の実施が遅滞したり不能になったりした場合は責任を負わない。

⑭ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国で協議する。

９．公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第１４条第２項第１０号）

本項においては、民間事業者又はその従業者並びにその他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1) 国が国家賠償法（昭和２２年法律第１２５号）第１条第１項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由

が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2)　当該公共サービス実施民間事業者が民法（明治２９年法律第８９号）第７０９条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰するべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を越える部分について求償することができる。

(3)　未利用国有地管理等業務を実施するに当たり、民間事業者等が故意又は過失により国に損害を加えた場合には、民間事業者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分を除く。）

10. 対象公共サービスに係る第７条第８項に規定する評価に関する事項（法第１４条第２項第１１号）

(1)　実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況等については、平成２５年３月末時点における状況を国が調査するものとする。

(2)　調査の方法

民間事業者がそれぞれ実施した未利用国有地管理等業務の実施状況について国が調査を行うものとする。

(3)　調査項目

①　管理等業務の処理期間内の処理率
②　各種情報等の適正な管理等
③　適確な調査
④　委託経費（実際に未利用国有地管理等業務に要した経費）

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他

(1)　対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の実施状況については、上記８.の報告等を踏まえ、国において確認を行った上で、国において年度ごとに取りまとめ監理委員会に報告するとともに公表することとする。

民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、未利用国有地管理等業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第２６条及び法第２７条に

基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2)　国の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法において行うものとする。

未利用国有地管理等業務の実施状況に係る監督は、上記８.により行うこととする。

(3)　民間事業者が負う可能性のある主な責務等

①　民間事業者の責務等

未利用国有地管理等業務担当者は、刑法（明治４０年法律第４５号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②　会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和２２年法律第７３号）第２３条第１項第７号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第２５条及び法第２６条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は国（委託元）を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

仕様書

１．業務名　①国有財産（首都圏地区）調査・管理等業務委託
　　②国有財産（北関東及び信越地区）調査・管理等業務委託

２．業務概要

国の職員に代わって行う未利用国有地等の国有財産の物件調査業務、管理業務、一般競争入札補助業務等に関する業務の実施。

３．業務対象地域

①　首都圏地区

東京都（島しょを除く。）、埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県内

（一般競争入札補助業務は、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県内）

②　北関東及び信越地区

茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県内

４．契約期間

平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日（予定）

５．業務内容

⑴対象地域内に所在する国有財産に係る入札等の物件調査に関する業務

⑵対象地域内に所在する国有財産に係る管理に関する業務

⑶対象地域内に所在する国有財産に係る一般競争入札補助業務等に関する業務

６．業務の詳細

イ　国有財産の物件調査業務

⑴物件調書作成業務

物件調書は、国有財産の土地、建物（区分所有。その他）に係るものを作成し、既存調書の修正による再作成を含むものである。

①　物件調書は、国有財産総合情報管理システム（独立端末システムの物件管理機能）（以下「独立端末システム」という。）』で作成する。

委託業者は物件調書作成環境の整備を必要とする。

ⅰ「物件調書」の作成に必要となる独立端末システムは、業務委託契約と同時にＣＤ－ＲＷ・ＭＯ等で配付する。

ⅱ委託業者は、配付された独立端末システムを稼動させるパーソナルコンピュータをあらかじめ準備し、独立端末システムの配付と同時に受託業者が自らインストール作業を行う。

ⅲ独立端末システムの稼動に必要なパーソナルコンピュータの推奨動作環境は次のとおりである。

・ＣＰＵ　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　特に規定はありません。
・メモリ　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　64MB 以上
・ＨＤＤ　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　空き容量 300MB 以上
・記録メディア　‥‥‥‥‥‥‥　CD-R 又は MO ドライブ
・ＯＳ　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　Microsoft Windows XP SP2 及び SP3

※上記以外のＯＳについては、動作保証対象外

・データベース･･･････Microsoft Access 2000 又は 2003

ⅳインストール作業は、「物件調書等作成関係資料」による。

「物件調書作成の手引き」に基づき作成する。

※「物件調書」には、物件調書のほか、図面・物件調査表等の関係資料・データが含まれる。

② 参考「物件調書等作成業務の流れ」

⑵地下埋設物調査業務

埋設物等調査は、国有財産の地下に埋設されている廃棄物等、土地取引において瑕疵の対象となる恐れのあるものの存在を把握するため、可能な範囲で埋設されている廃棄物等の確認をすることを目的として業務を実施する。（別添１「ボーリング位置図（イメージ図)」参照。）

①業務内容

埋設物等調査は、埋設物ボーリング調査及び埋設物試掘調査に区分して実施し、各所届出書類の作成を行う。

また、必要に応じて、土地利用の履歴等調査、土壌汚染概況調査を合わせて実施する。

②調査の流れ

調査は、現地踏査、埋設物ボーリング調査、埋設物試掘調査の順で進む。

調査の開始は、指図を持って為され、指図は埋設物ボーリング調査として示される。

委託業者は現地踏査を行い、調査計画案を提出する。

⑶土壌汚染調査業務

国有財産の土壌汚染について、土地取引において瑕疵の対象となる恐れのあるものの存在を把握し、可能な範囲で汚染状況等の確認をすることを目的として業務を実施する。

【土壌汚染対策法対象：調査物件の面積が 3,000 ㎡以上又は現況用途が山林、居住施設、未利用地等以外の場合は留意】

①調査物件について、登記簿（建物登記、法人登記、閉鎖登記、土地台帳を含む)、地形図（旧版地形図を含む)、住宅地図（旧版住宅地図を含む)、空中写真等の資料を収集及び整理し、土地の利用履歴を調査する。

②自治体の関係条例及び指導要綱等の名称等の確認を行う。

③現地踏査及び必要に応じて周辺住民及び関係機関の聞き取り調査を行い、現地の状況及び特定有害物質の使用状況等について調査を行う。

④特定有害物質取扱事業所又は特定有害物質に該当する物質を取り扱っていた事業所について自治体届出の資料等の確認を行い、名称、物質の使用状況、保管状況、排出状況、使用場所等を調査する。

⑷ライフライン調査業務

国有財産内のライフライン（上水・下水・ガス等の管渠）の存否、現在使用されていない廃止管の位置等について、関係機関等調査、掘削調査業務を実施する。

①調査業務

ⅰ現地での掘削調査前に上下水道管、ガス管等の管網図を関係機関において調査する。

ⅱ関係機関の調査のほか、第三者使用の場合、聞き込み等関係者調査を行う。

②掘削調査

ⅰ工事実施にあたっては、近隣にお知らせ文書を配布し、配布した範囲を図面で提出する。

ⅱ工事実施後には、埋め戻しのうえ整地を行う。

⑸アスベスト調査業務

国有財産の建物及び工作物について、アスベストの使用が疑われる場合に調査する。

①調査は、法令等に基づき適正に実施する。

②既存の平面図等設計図書、施工時期、構造等に基づき調査する。

③現地において、目視等により調査する。

④アスベストの使用の有無については、次の事項について調査する。

ⅰ使用箇所（例：台所天井、外壁、ベランダ隔板等）

ⅱ建材の種類（例：吹付け石綿、石綿断熱材、石綿セメント板等）

ⅲアスベストの使用状況等

⑹測量業務

必要な隣接地主との境界立会い、公共用地（道水路）境界査定を行い、境界杭を設置し、測量を行う。

なお、本業務は土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会が行うこと。

①境界標復元

座標値による測量図がある場合で、欠損した境界杭を再現する。

②用地測量

国有財産の測量図が三斜求積のみで座標値のない場合に、地積更正等登記に必要な測量を行う。必要に応じ欠損した境界杭を再現する。

ロ　国有財産の管理に関する業務

⑴巡回業務

①定期巡回

ⅰ１年間に４回巡回を行い、全物件について写真撮影する。

ⅱ「第１回目の巡回」は、受託業者の「名称・連絡先」を各物件の現地に掲示する。

ⅲ巡回の結果、不法投棄された小さなゴミ等を発見した場合は、適正に場外処分し、その他違法駐車等現場において適正な管理を行う。

②随時巡回

ⅰ一般随時巡回

警察、近隣住民等から通報があった場合等、又は国が必要と認める都度、随時に巡回業務を実施する。

ⅱ特別随時巡回

台風、地震等の災害、事故等が発生した場合は国の指示に基づき随時に巡回業務を実施する。

③ホームページ用写真撮影

別に定める「物件調書等作成・納品要領」により業務を行う。

⑵草刈・保守業務

次のとおり草刈・保守・清掃業務を実施する。

①草刈等の業務は、事前に近隣にお知らせ文書を配布して作業する。

②施工にあたっては、「機械刈」を基本とするが、現地の状況により「手刈」「傾斜地」「篠竹・

低木・小木」に区分して施工する。

③刈草の刈高は「５㎝以内」とする。

④柵、工作物等に絡まっている「つる草等」も刈り取る。

⑤その他現状に合わせて適正に管理する。

また、次のとおり害虫駆除（業務薬剤散布）業務を実施する。

害虫駆除（毛虫、ヤスデ、シロアリヤスデ、ムカデ、ワラジムシ等）

スミチオン乳剤、カルホス乳剤及び同等の薬剤を適正に散布する。

⑶柵設置業務

①木柵設置

材料及び工事仕様は、木柵仕様書図面及び下記のとおりとする。

・木柵は、境界の内側２０ｃｍ（杭丸太の中心とし）に設置する。

・コーナーの木柵は筋交い（すじかい）を２本設置し、端部は１本とする。

（別添２「木柵仕様（イメージ図)」参照。）

②番線張替

ⅰ張替、４段、たすき掛け

ⅱ番線は被覆番線１０号

③木柵撤去

既存木柵の撤去は、適正に場外処分する。

④ネットフェンス設置

材料及び工事仕様は、構成部材 JISA6518、ひし形金網 JISG3552 の規格に適合するものとする。

・ネットフェンスは、境界の内側約２０ｃｍ程度の位置（基礎の中心）に設置する。

⑤ネットフェンス等撤去・補修

破損ネットフェンスの補修は、設置の構成部材若しくは既存のネットフェンスと同等部材により補修を行う。

⑥単管パイプ撤去

既存単管パイプ柵の撤去は、適正に場外処分する。

⑷看板作成設置業務

掲示物は物件リストに基づき、原稿を指定する用紙に印刷したものをパウチ加工し掲示する。

ⅰ看板設置時に看板仕様の位置に掲示物を掲示する（用紙：Ａ３版　桃色)。

ⅱ「暫定活用」の掲示物を所定の位置に掲示する（用紙：Ａ３版　白色)。

ⅲ予告掲示物は、所定の位置に「売地」または「売物件」を掲示する（用紙：Ａ３版　白色)。

Ⅳ貸付中の物件の場合は、「売物件」の下に、立ち入りを制限する旨の注意書きを赤字で記載する。

（別添３「看板仕様（イメージ図)」参照。）

⑸樹木伐採業務

樹木を伐採・枝払い・伐根し、適正に場外処分する。

対象樹木（伐根を除く）は、樹木の種類にかかわらず、「目通り幹周り」が平均２０～２７０ｃｍの樹木、及び高さが約１５ｍ以下の樹木を対象とする。

高さが１５ｍ以上であっても委託業者が、施工可能とした場合は対象樹木とする。

①樹木伐採は地際から伐採する。

②樹木枝払いの施工方法として、

ⅰ「枝払い（強)」とは、目通り幹周りが概ねφ１０ｃｍ以上の枝の本数 20 本以上の枝払いを行うものを言う。

ⅱ「枝払い（弱)」とは、目通り幹周りが概ねφ１０ｃｍ以上の枝の本数 20 本未満の枝払いを行うものを言う。

ⅲ樹木の３分２以上の枝払いは樹木の伐採とする。

③枝払いは、施工難易度、車両乗り入れの可否により「人力（簡易)」、「人力（要足場設置)」、「機械施工（高所作業車等)」に区分するとともに、現地状況により「平坦地」、「傾斜地」（傾斜角度３０度以上）に区分する。

ⅰ「機械施工（高所作業車等)」とは高所作業車、クレーン車等の使用を指し、車両乗入の進入路が確保できる場合（接道幅員 2.5m以上）を言う。(目通り幹周りが概ねφ６０ｃｍを超えるもの)

ⅱ「人力（要足場設置)」とは、車両の乗り入れが不可であるもの、または車両乗り入れが可能であっても機械施工が困難であり、仮設足場の設置等により人力で枝払いする場合を言う。（目通り幹周りが概ねφ６０ｃｍを超えるもの）

ⅲ「人力（簡易)」とは、車両乗入の進入路が確保でき、かつ枝鋏等により人力で簡易に枝払いできる場合を言う。(目通り幹周りが概ねφ２０～６０ｃｍ）

④伐根は、施工難易度、車両乗り入れの可否により「人力（簡易)」、「人力（要足場設置)」、「機械施工（高所作業車等)」に区分するとともに、現地状況により「平坦地」、「傾斜地」（傾斜角度３０度以上）に区分する。

(6) 投棄物撤去業務

以下の投棄物（周囲のゴミを含む）について、委託業者の責任において適正に場外処分する。

①混合ゴミ

切枝・板切・木っ端切れ・ビン・カン・ペットボトル・プラスチック・丸太・バッテリー・タイヤ・ダンボールクズ・ビニール・生ゴミ・木クズ・破砕角材・柱材・桟材・伐採木・伐根等・鉄骨鉄筋クズ・金属加工クズ・足場パイプ・トタン・ブリキ・自転車・バイク５０cc 以下

②大型家電

ⅰ本地内に放置されている大型家電（テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機）を撤去する。

ⅱリサイクル費用のみ国が負担する。

③自動車

本地内に放置されている車両を撤去する。

④アスファルト・コンクリート・コンクリート有筋・がれき混土砂

本地内に不法投棄された建設副産物等を撤去する。

(7) 巣撤去業務

次の巣を児童の登下校時間等、近隣への十分な配慮をしたうえで撤去し、適正に場外搬出する。

①スズメバチ

②カラス

(8) 流出土砂撤去業務

土砂崩れ等を原因とする国有財産上及び隣接地上等から土砂・倒木等の排土・搬出業務を適正

に実施する。

本地内の支障となる「つる等」についても、併せて刈り取り適正に場外処分する。

二次災害の危険性もあり、緊急性も高いことから、現場の状況及び天候等を判断し、早急に施工する。

(9)建物開口部閉鎖業務

不法占拠等の防止のため建物等の開口部、窓等について閉鎖業務を実施する。

材料及び工事仕様は、開口部閉鎖仕様書図面及び下記のとおりとする。

①窓封鎖

封鎖にあっては、躯体に合板を直接コンクリートアンカーで固定する。

②開口部

封鎖にあっては、躯体にタル木を止め、その上から合板を直接コンクリートアンカー及びスクリュー釘で固定する。

ハ　一般競争入札の補助に関する業務

(1)入札案内書配布業務

国有財産の一般競争入札にかかる案内書配布及び照会対応を行う。

案内書配布については、受託業者の窓口での配布のほか、郵送による配布を行う。

郵送による配布は、料金着払いによる。

売出中止した場合は、案内書へ「売出中止」のゴム印押印等を行う。

(2)入札案内書原稿整備業務

既に作成されている物件調書添付図面（周辺図・明細図・概要図等）について、入札案内書の原稿とするため、記載事項の修正等整備及び電子データの修正を行う。

７．納品すべき成果物

国有財産の入札に必要な物件調書（明細図、概要図、現況図は CAD で作成し PDF 形式)、巡回・地下埋設物・土壌汚染・ライフライン・アスベスト・測量の完了報告書、現地調査記録、看板、柵等

８．その他

(1)一般事項

イ　委託業者は、委託財産の処理に当たって、適正かつ迅速な処理を行うものとする。

ロ　調査等の対応等においては、国の業務を遂行していることを常に自覚し、懇切丁寧な対応に努めなければならない。

ハ　委託業務に係る情報が外部等に遺漏することがないよう厳格な情報管理に努めなければならない。

ニ　委託業者は、国が業務を委託した国有財産に関し、他のいかなる者からの業務の委託に応じてはならない。

ホ　委託業者は、国有財産の管理等の報酬として、国以外の者からのいかなる金員を受領等してはならない。

ヘ　業務の遂行に当たっては、国が発行した身分証明書を携行し、必要に応じて提示しなければならない。

(2)特記事項

イ　各業務の完了期限は、別紙３「業務期間一覧表」のとおり完了するものとする。

ロ　委託業者は、測量等において必要に応じ「身分証明書」を提示するものとする。

９．留意事項

⑴公文書の貸与

物件調書作成では、取得決議書・管理処分調書・図面関係（位置図・案内図・公図・実測図・建物関係図面）、登記済証、境界確定協議書、現地写真、その他参考となる書類

⑵契約担当官との協議

委託業者は、国有財産に関して係争その他問題が生じ、または生じる恐れがあると判断した場合には、地帯なくその経緯等を監督職員に報告し、その処理について指示を求めなければならない。

（参考）

物件調書作成業務の流れ

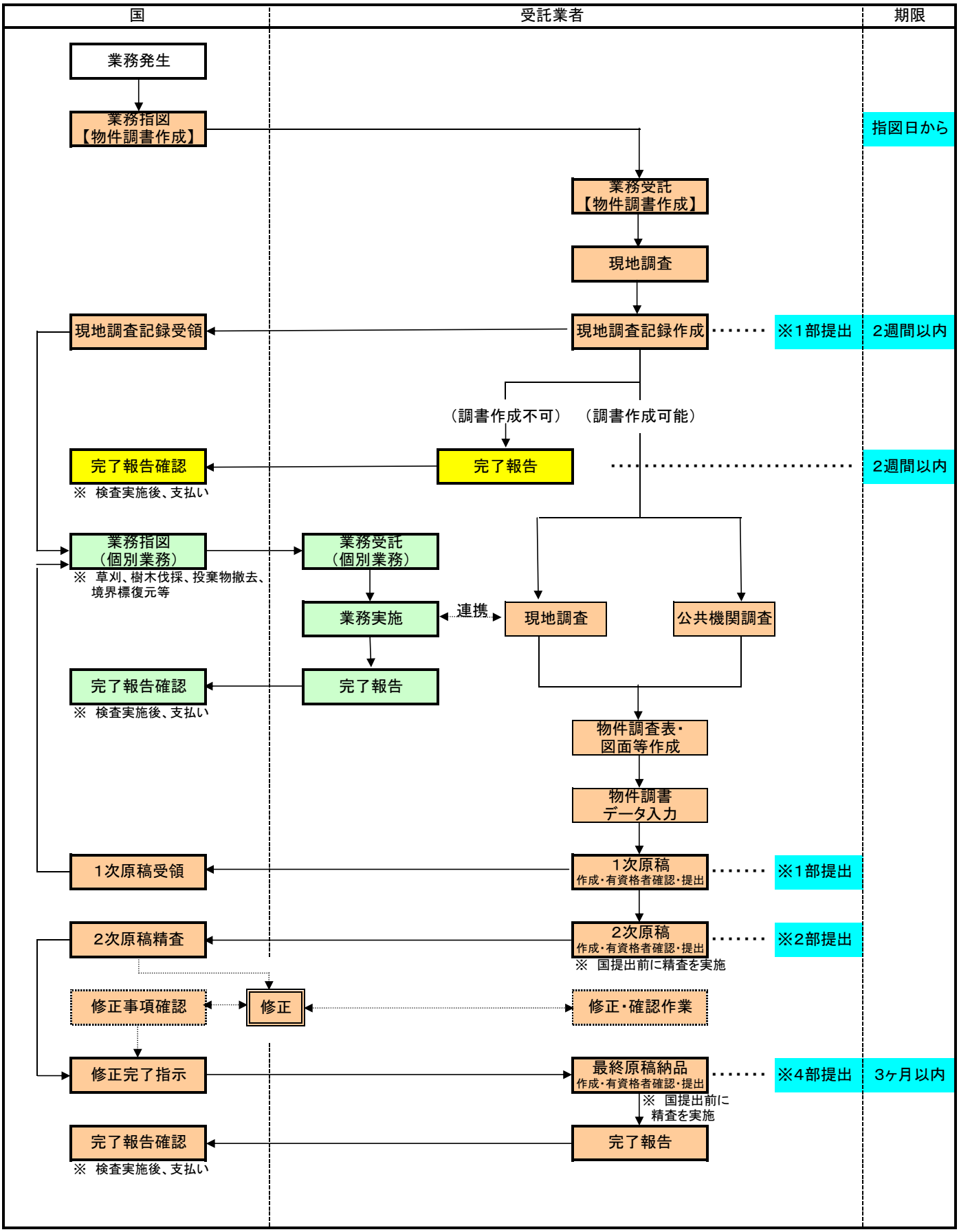

（別添1）

ボーリング位置図（イメージ図）

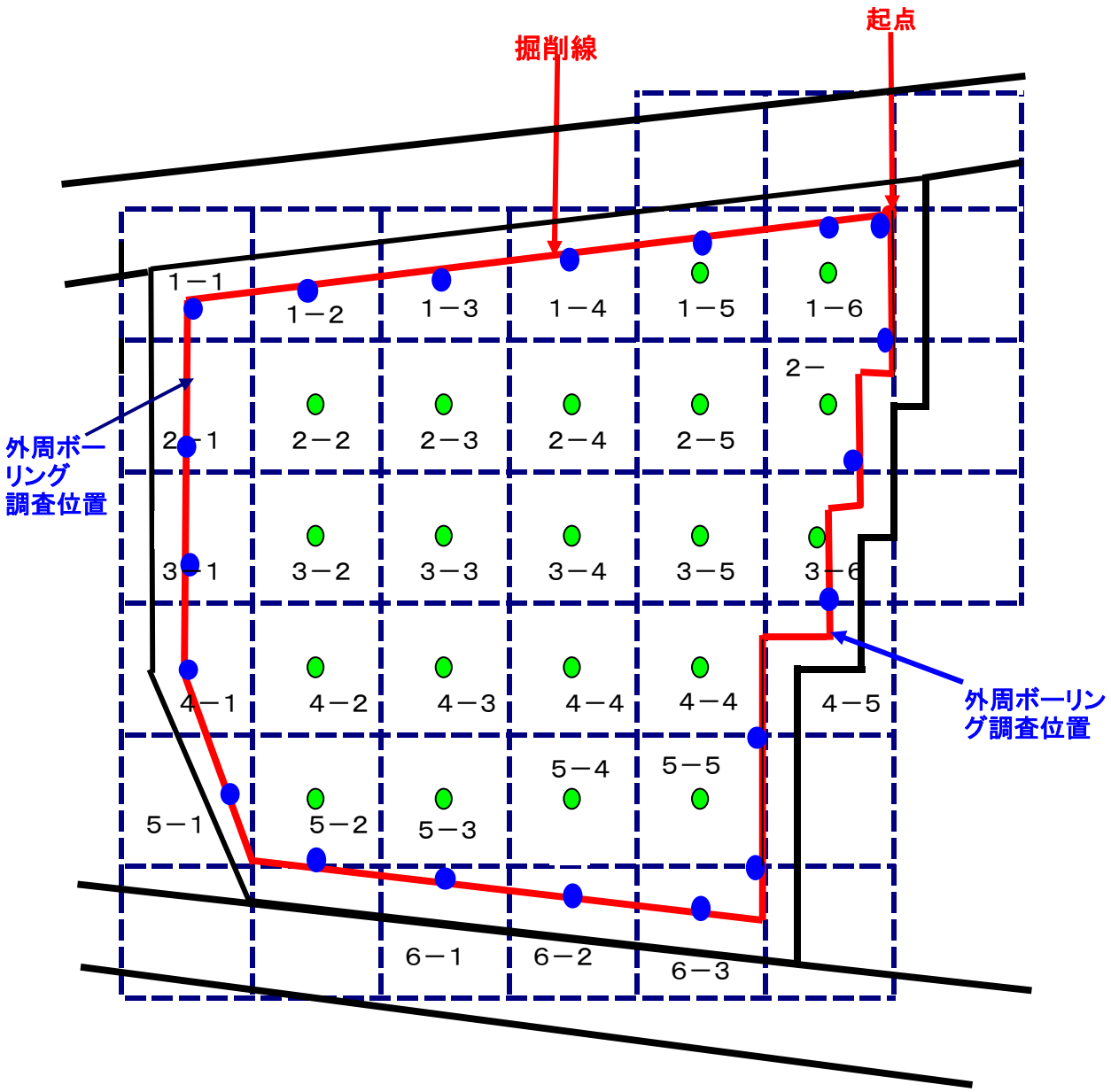

ボーリングの深さは原則として地山までとする。

（別添2）

木柵仕様（イメージ図）

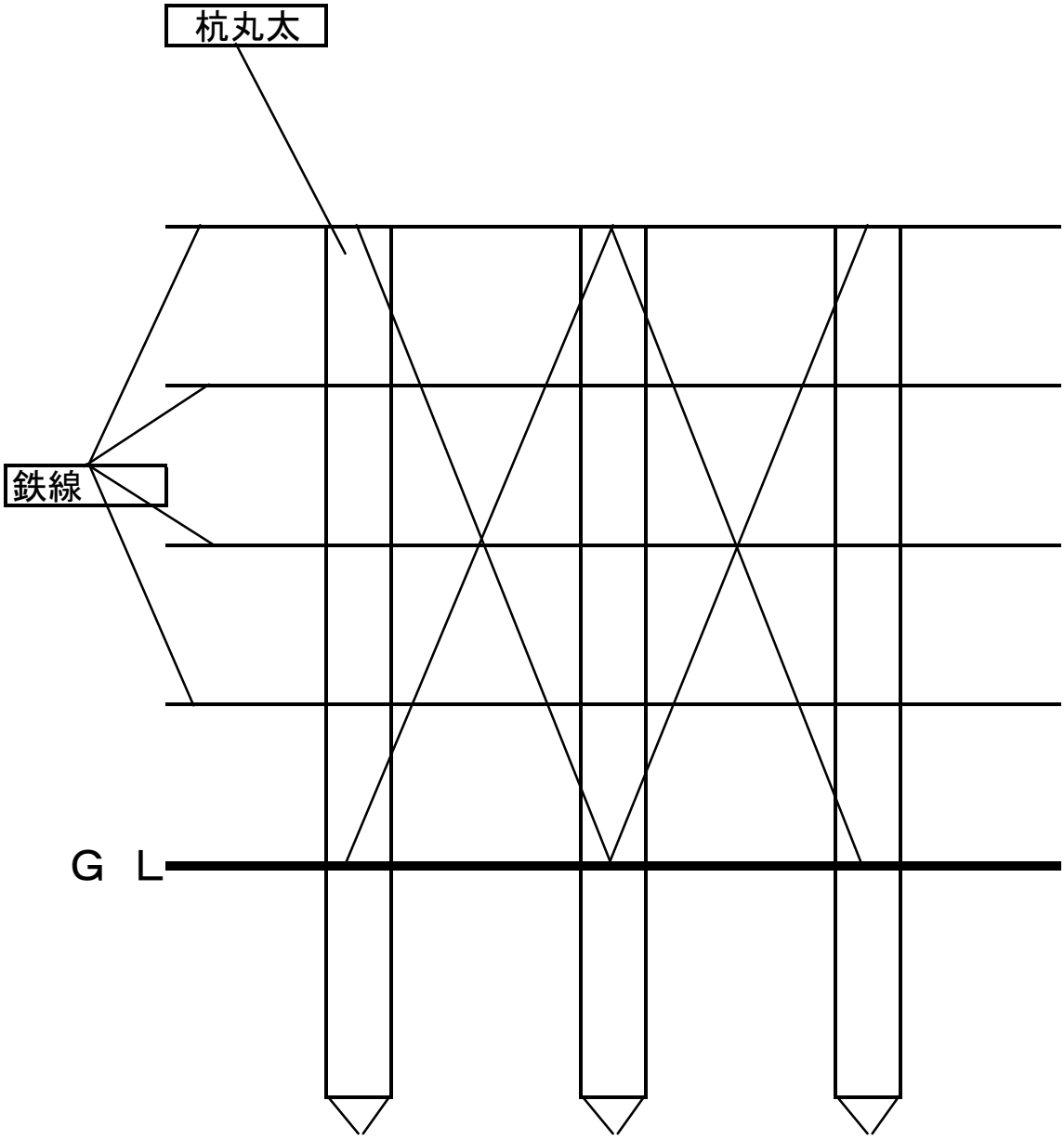

（別添3）

看板仕様（イメージ図）

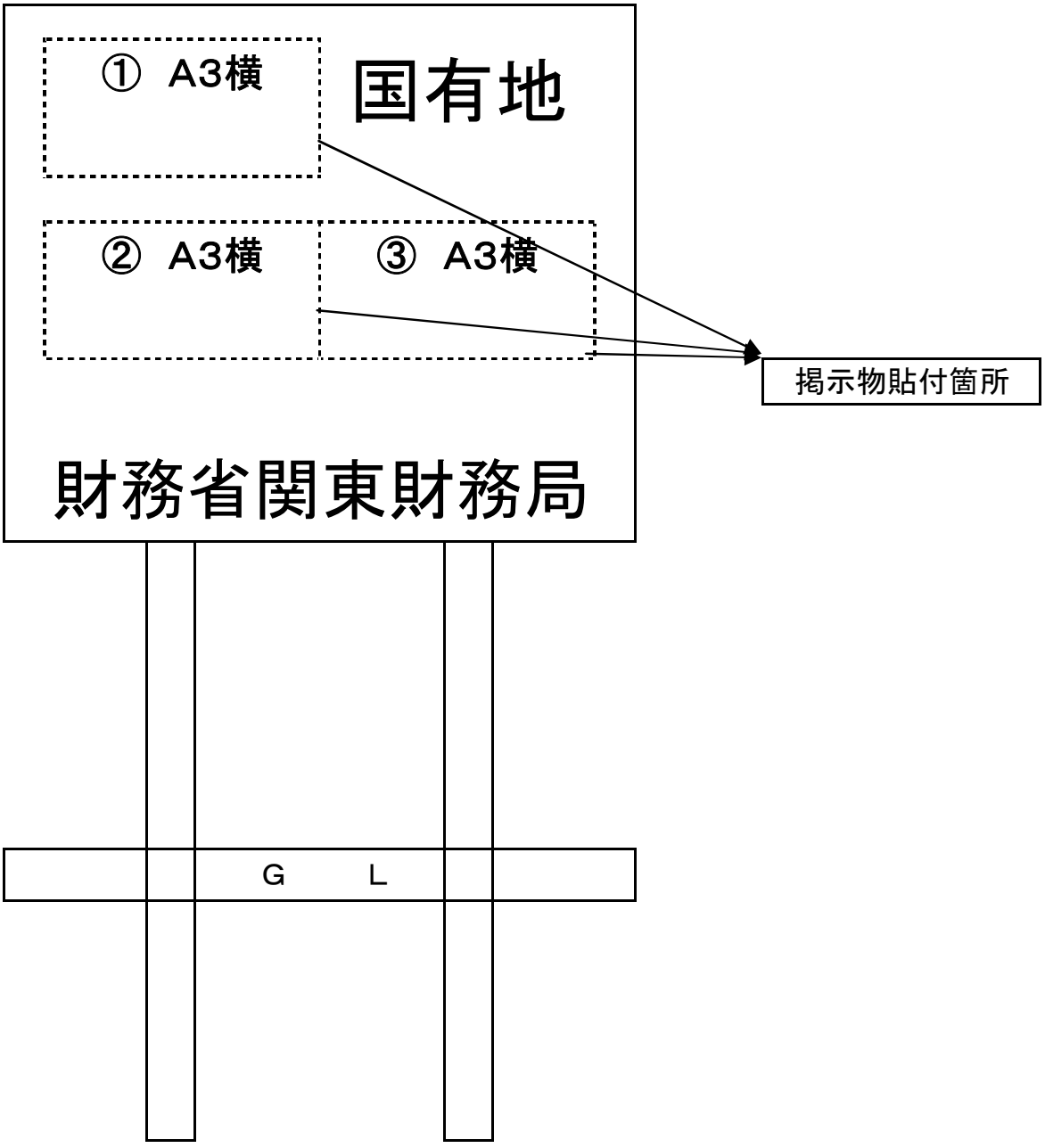

（別紙２）

業務管理のイメージ図

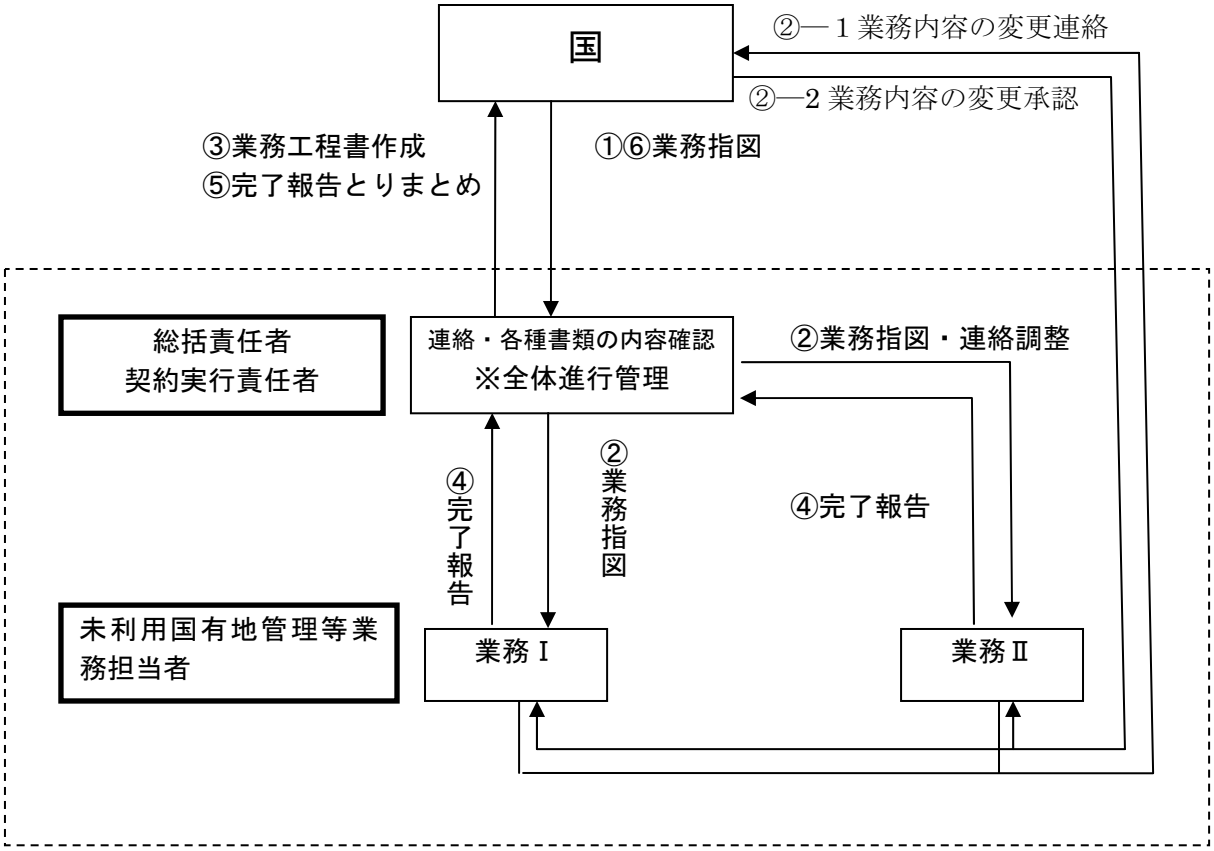

（注）図中の「業務Ⅰ」はグループ代表者が実施する業務、「業務Ⅱ」はグループ構成者が実施する業務。

（別紙３）

業務期間一覧表

業務名	指図時期	業務工程書 提出期限	お知らせ文書 配布期限	報告書提出期限
物件調書作成業務等				
物件調書作成（土地）	毎月	－	－	指図日の翌日から３ヶ月以内
物件調書作成（建物）	毎月	－	－	指図日の翌日から３ヶ月以内
物件調書作成不可	随時	－	－	指図日の翌日から２週間以内
物件調書再作成(現地調査必要)	毎月	－	－	指図日の翌日から２ヶ月以内
物件調書再作成(現地調査不要)	毎月	－	－	指図日の翌日から１ヶ月以内
巡回業務				
定期巡回	４月，７月，10月，１月	指図日の翌日から５日以内	－	指図日の翌日から３０日以内
随時巡回	随時	－	－	指図日の翌日から１０日以内
草刈・保守業務				
草刈・保守				
一括草刈	５月頃・８月頃	指図日の翌日から１０日以内	工事実施の３日前まで	指図日の翌日から６０日以内
個別草刈等	随時	指図日の翌日から３日以内	工事実施の３日前まで	指図日の翌日から１４日以内
化粧直し草刈	公示日の約１ヶ月前	指図日の翌日から５日以内	工事実施の３日前まで	指図日の翌日から３０日以内
害虫駆除	随時	指図日の翌日から５日以内	工事実施の３日前まで	指図日の翌日から３０日以内
柵設置業務				
木柵設置等	随時	指図日の翌日から５日以内	工事実施の５日前まで	指図日の翌日から３０日以内
ネットフェンス設置等	随時	指図日の翌日から５日以内	工事実施の５日前まで	指図日の翌日から３０日以内
看板作成設置業務				
看板作成設置	随時	指図日の翌日から５日以内	－	指図日の翌日から３０日以内
掲示物貼付・張替	随時	指図日の翌日から３日以内	－	指図日の翌日から１４日以内
看板撤去	随時	－	－	指図日の翌日から１４日以内
樹木伐採業務				
樹木伐採	随時	指図日の翌日から７日以内	工事実施の５日前まで	指図日の翌日から３０日以内
樹木枝払い	随時	指図日の翌日から５日以内	工事実施の５日前まで	指図日の翌日から３０日以内
伐根	随時	指図日の翌日から７日以内	工事実施の５日前まで	指図日の翌日から３０日以内
測量業務				
境界標復元	随時	指図日の翌日から５日以内	－	指図日の翌日から３０日以内
用地測量	随時	指図日の翌日から１４日以内	－	指図日の翌日から１５０日以内
投棄物撤去業務	随時	指図日の翌日から５日以内	－	指図日の翌日から３０日以内
巣撤去業務	随時	指図日の翌日から５日以内	工事実施の３日前まで	指図書で指定
流出土砂撤去業務				
流出土砂撤去	随時	－	－	指図書で指定
土砂流出防止	随時	指図日の翌日から５日以内	－	指図書で指定
開口部閉鎖業務	随時	指図日の翌日から５日以内	－	指図日の翌日から３０日以内
地下埋設物調査業務				
地下埋設物調査(ボーリング調査)	随時	指図日の翌日から６日以内	工事実施の５日前まで	指図日の翌日から３０日以内
地下埋設物調査(掘削調査)	随時	指図日の翌日から６日以内	工事実施の５日前まで	指図日の翌日から３０日以内
コンクリート等破砕	随時	指図日の翌日から６日以内	工事実施の５日前まで	指図日の翌日から３０日以内
土地履歴調査	随時	指図日の翌日から６日以内	－	指図日の翌日から３０日以内
ライフライン調査業務	随時	指図日の翌日から１４日以内	工事実施の５日前まで	指図日の翌日から６０日以内
土壌汚染調査業務				
土地履歴調査	随時	指図日の翌日から６日以内	－	指図日の翌日から３０日以内
土壌汚染概況調査	随時	指図日の翌日から７日以内	工事実施の５日前まで	指図日の翌日から６０日以内
アスベスト調査業務	随時	指図日の翌日から７日以内	－	指図日の翌日から６０日以内
案内書配布照会対応業務	随時	－	－	指図書で指定
入札物件選定補助業務				
入札案内書原稿整備	入札物件選定後	－	－	指図書で指定

（別紙４）

提案書

1.企業の代表責任者及び未利用国有地管理等業務担当者【入札参加グループの場合は、入札参加グループの一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者及び未利用国有地管理等業務担当者】
(1) グループ代表の代表責任者 (2) 未利用国有地管理等業務担当者 【入札参加グループの場合】 (1) 入札参加グループの一覧 (2) グループ代表企業 (3) グループ企業の代表責任者 (4) 未利用国有地管理等業務担当者

２．未利用国有地管理等業務実施の考え方【安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記載すること。】
(1) 未利用国有地管理等業務に対する社内（グループ内）の位置付け (2) 未利用国有地管理等業務に対する取り組み姿勢 (3) 未利用国有地管理等業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

３．業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法【本実施要項で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載すること。グループで実施する場合は、業務全体の管理方法に加え、グループにおける実施体制及び管理体制を記載すること。】
(1) 組織体制 ① 業務遂行上の経費管理体制 ② 指揮命令系統の確立及び明確化 ③ 緊急時（未利用国有地管理等業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難となる未知の事故・事象が生じた場合）の対応や連絡体制の明確化 (2) 従業者 ① 業務遂行可能人員の確保 ② 繁忙期等における人員及び体制の確保

４．未利用国有地管理等業務の実施全般に対する質の確保に関する提案【以下の項目について、各２枚以内で具体的かつ簡潔にまとめること。なお、必要に応じ、業務毎に提案書を作成することができる。】

【業務実施方針】

(1) 仕様書記載内容に係る実施方針

(2) 業務実施方針に係る改善提案

- 仕様書記載内容に係る改善提案
- 行政目的達成のための効果的な改善提案
- コスト削減のための改善提案

【業務処理方法】

(1) 業務毎の処理手法

(2) 事務所の設置

(3) 業務処理方法に係る改善提案

- 業務の効率性を高める効果的な改善提案
- コスト削減のための改善提案
- 国民に対するサービスを増大させるための改善提案
- 国側の業務を簡素合理化するための改善提案

【業務処理計画】

(1) 日程等の実現性

(2) 遠隔地所在財産の処理

(3) 業務処理計画に係る改善提案

- 効率的な実施に向けた作業計画等の改善提案
- 計画達成に向けた日程管理等の改善提案
- コスト削減のための改善提案
- 処理期間短縮のための改善提案

５．改善提案総括表

従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、改善提案のない業務項目については、財務局等が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。

６．各業務の従来の実施方法に対する改善提案
提案を行う各業務の1項目について1枚以内とする。 １．改善提案を行う業務及び項目 ２．改善提案の趣旨 ３．改善提案の内容 ４．最低水準の確保に対する説明

（別紙５）

入札参加資格

（首都圏地区）

仕様書で定める委託業務に応じて、次の①から⑪の資格を全て有する者であること。１者で下記①から⑪のすべての資格を有していない場合は、それぞれの資格を有する複数者でグループ協定を締結する前提で、競争に参加することができる。

① 「物件調書作成業務」及び「巡回業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は平成 22・23・24 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「○」又は「○」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、宅地建物取引主任者（宅地建物取引業法第 18 条）の資格者を 5 名以上有する者であること。

② 「地下埋設物調査業務」及び「ライフライン調査業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」又は「建設コンサルタント」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者であること。

③ 「土壌汚染調査業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「地質調査」又は「計量証明」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は平成 22・23・24 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「○」又は「○」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づき指定調査機関に指定されている者であること。

④ 「アスベスト調査業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「建設コンサルタント」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は同「建築一式工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、あるいは平成 22・23・24 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「○」又は「○」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、アスベストの書面及び目視調査の実績を有し、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）に基づく第一種作業環境測定士（鉱物性粉じんに限る。）、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく環境計量士（濃度関係に限る。）、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級ないし二級建築士の免許登録者のいずれかの資格者を有する者であること。

⑤ 「測量業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「土地家屋調査」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者であること。又は同「測量」

の「○」又は「○」の等級に格付けされているとともに、同「土地家屋調査」の「○」の等級に格付けされている者であること。

⑥　「草刈・保守業務」、「投棄物撤去業務」及び「巣撤去業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、あるいは平成 22・23・24 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「○」又は「○」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑦　「柵設置業務」及び「開口部閉鎖業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者であること。

⑧　「看板作成設置業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、あるいは平成 22・23・24 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「○」又は「○」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑨　「樹木伐採業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者であること。

⑩　「流出土砂撤去業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「土木一式工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者であること。

⑪　「一般競争入札の補助に関する業務」を行う者は、平成 22・23・24 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「○」、「○」又は「○」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

（注）等級については、入札公告時に決定。

入札参加資格

（北関東及び信越地区）

仕様書で定める委託業務に応じて、次の①から⑩の資格を全て有する者であること。１者で下記①から⑩のすべての資格を有していない場合は、それぞれの資格を有する複数者でグループ協定を締結する前提で、競争に参加することができる。

① 「物件調書作成業務」及び「巡回業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は平成 22・23・24 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「○」又は「○」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、宅地建物取引主任者（宅地建物取引業法第 18 条）の資格者を 5 名以上有する者であること。

② 「地下埋設物調査業務」及び「ライフライン調査業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「土木一式工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」又は「建設コンサルタント」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者であること。

③ 「土壌汚染調査業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「地質調査」又は「計量証明」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は平成 22・23・24 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「○」又は「○」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づき指定調査機関に指定されている者であること。

④ 「アスベスト調査業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「建設コンサルタント」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は同「建築一式工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、あるいは平成 22・23・24 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「○」又は「○」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、アスベストの書面及び目視調査の実績を有し、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）に基づく第一種作業環境測定士（鉱物性粉じんに限る。）、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく環境計量士（濃度関係に限る。）、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級ないし二級建築士の免許登録者のいずれかの資格者を有する者であること。

⑤ 「測量業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「土地家屋調査」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者であること。又は同「測量」

の「○」又は「○」の等級に格付けされているとともに、同「土地家屋調査」の「○」の等級に格付けされている者であること。

⑥　「草刈・保守業務」、「投棄物撤去業務」及び「巣撤去業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、あるいは平成 22・23・24 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「○」又は「○」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑦　「柵設置業務」及び「開口部閉鎖業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者であること。

⑧　「看板作成設置業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、あるいは平成 22・23・24 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「○」又は「○」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑨　「樹木伐採業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者であること。

⑩　「流出土砂撤去業務」を行う者は、平成 21・22 年度財務省関東地区競争参加資格「土木一式工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」の「○」又は「○」の等級に格付けされている者であること。

（注）等級については、入札公告時に決定。

（別紙６）

委託業務を実施する者を決定するための評価の基準

評価項目		得点区分	評価内容	得点	
実施体制					30
	組織体制	基礎点	業務が執行可能な人員の確保がなされているか。	5	25
			業務を行う上で、経費管理体制が適切に構築されているか。	5	
			指揮命令系統が確立しているか。また、それは明確であるか。（グループ参加の場合、グループ内の連携が可能な体制であるか。）	5	
		加点	繁忙期等における円滑な業務遂行のための人員、体制の確保がなされているか。	5	
			緊急時の対応や連絡体制は明確で効果的なものか。	5	
	業務従業者	基礎点	業務の目的及び計画的な実施の必要性を理解しているか。（ヒアリング項目）	5	5
業務の実施方針等					70
	業務内容の妥当性・独創性	基礎点	仕様書記載の内容についてすべて提案されているか。	5	20
		加点	仕様書に示した内容について独自の提案がなされているか。	5	
			行政目的を達成するために、効果的な業務内容の提案等がなされているか。	5	
			コスト削減のための工夫、提案が見られるか。	5	
	処理方法の妥当性・独創性	基礎点	業務項目、手法が明確、適切であるか（事務フロー図等を活用すること）。	5	25
		加点	手法に業務の効率性を高めるための工夫、提案が見られるか。	5	
			コスト削減のための工夫、提案が見られるか。	5	
			国民に対するサービスを増大させるための工夫、提案が見られるか。	5	
			当該業務の執行に関し、国側の業務を簡素合理化するための工夫、提案が見られるか。	5	
	業務処理計画の妥当性・効率性	基礎点	手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。	5	25
		加点	効率的に実施するため、作業計画等の工夫、提案が見られるか。	5	
			計画達成のため、日程管理等について、工夫、提案が見られるか。	5	
			コスト削減のための工夫、提案が見られるか。	5	
			処理期間の短縮のための工夫、提案が見られるか。	5	
合　　計		基礎点		35	100
		加点		65	

従来の実施状況に関する情報の開示

1　従来の実施に要した経費　（単位：千円）

			平成19年度	平成20年度	平成21年度
（首都圏(東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県)の業務委託）					
	人件費	常勤職員	－		
		非常勤職員	－		
	物件費		－		
	委託費等	委託費定額部分	904,286	667,272	552,426
		成果報酬等	－		
		旅費その他	－		
計(a)			904,286	667,272	552,426
参考値(b)	減価償却費		－		
	退職給付費用		－		
	間接部門費		－		
(a)＋(b)			904,286	667,272	552,426
（北関東(茨城県・栃木県・群馬県)の業務委託）					
	人件費	常勤職員	－		
		非常勤職員	－		
	物件費		－		
	委託費等	委託費定額部分	312,603	165,046	157,665
		成果報酬等	－		
		旅費その他	－		
計(a)			312,603	165,046	157,665
参考値(b)	減価償却費		－		
	退職給付費用		－		
	間接部門費		－		
(a)＋(b)			312,603	165,046	157,665

（注意事項）

1. 関東財務局においては未利用地の管理委託業務を各項目ごとに一括して一般競争入札に付し、民間に外部委託を実施しております。
2. 減価償却費、退職給付費要及び間接部門費は該当ありません。
3. 外部委託を実施している主な事務・事業の契約期間及び契約金額は次のとおりです。
   詳細は年度別実績表のとおり。

	首都圏	北関東	埋設物調査等	計
19年度	904,286千円	312,603千円		1,216,889千円
20年度	677,272千円	165,046千円		842,318千円
21年度	480,379千円	143,610千円	86,101千円	710,091千円

なお、未利用国有地の管理件数は、物納引き受け等により増加、売却等により減少します。
また、「樹木伐採等」、「測量」、「土壌汚染調査」や「アスベスト調査」等の業務の実施については、未利用国有地の状況により必要なもののみ実施することから、年度により各業務の発注数量、委託料は変動します。その他、各年度により以下のとおり対象業務の見直しを行っております。

○平成19年度において対象としていた業務
〔首都圏〕・23年度対象業務と同一（ただし、測量は登記を除き、一般競争入札補助は東京都の島しょを除く）
〔北関東〕・23年度対象業務から以下の業務を除外
樹木伐採等、投棄物撤去、巣撤去、流出土砂撤去等、開口部閉鎖、土壌汚染調査及びアスベスト調査

○平成19年度⇒平成20年度における見直し点
〔首都圏〕・開口部閉鎖を本業務委託契約から除外
〔北関東〕・測量を境界標復元に限定

○平成20年度⇒平成21年度における見直し点
〔首都圏〕・測量を境界標復元に限定
・埋設物調査、ライフライン調査、土壌汚染調査及びアスベスト調査を別契約で業務委託
〔北関東〕・樹木伐採等、投棄物撤去、巣撤去及び流出土砂撤去等を本業務委託契約に追加
・埋設物調査、ライフライン調査、土壌汚染調査及びアスベスト調査を別契約で業務委託

○平成21年度⇒平成22・23年度における見直し点
（注1）23年度は22年度と同一。ただし、22年度の一般競争入札補助は東京都の島しょを除く。
（注2）22年度は、首都圏に山梨県を加え、北関東に長野県及び新潟県を加えた。
〔首都圏〕・測量の境界標復元限定を解除
・開口部閉鎖を本業務委託に追加
・埋設物調査、ライフライン調査、土壌汚染調査及びアスベスト調査を本業務委託契約に追加
〔北関東〕・測量の境界標復元限定を解除
・開口部閉鎖を本業務委託に追加
・埋設物調査、ライフライン調査、土壌汚染調査及びアスベスト調査を本業務委託契約に追加

4. 外部委託により事務・事業を実施している場合における成果報酬等の支払条件
国の検査職員による検査合格を受けることが支払い条件となっています。

2 従来の実施に要した人員 （単位：人）

	19年度	20年度	21年度
首都圏(東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県)			
常勤職員			
非常勤職員			
外部委託先の従事者	24	43	73
北関東(茨城県・栃木県・群馬県)			
常勤職員			
非常勤職員			
外部委託先の従事者	(不明)	(43)	46

（注）
1．外部委託先の従事者数については、外部委託先の申し出により身分証明書を発行した者の数であり、年度により従事者は増減します。

2．平成21年度は、業務を実際に行う者すべてに発行するとしたため、従事者数が増加したものです。

3．平成19年度の北関東における実数は、確認できないため不明としました。

4．平成20年度は、首都圏及び北関東の実施業者が同一であったため、人員構成の把握が出来ないことから首都圏に合計人員を記載し、北関東に括弧を付した合計人員を再掲しました。

（業務従事者に求められる知識・経験等）

次の工事等の業務に関する経験及び知識を有することが必要です。

・土木一式工事及びとび・土木・コンクリート工事
・建設工事及び建設コンサルタント
・造園工事
・測量
・土壌汚染調査
・アスベスト調査

また、次の資格を必要とします。

・宅地建物取引主任者
・土地家屋調査士
・土壌汚染対策法に基づき指定調査機関に指定されている者
・作業環境測定法に基づく第一種作業環境測定士
・計量法に基づく環境計量士
・建築士法に基づく一級ないし二級建築士

（業務の繁閑の状況とその対応）

特になし。

（注意事項）

特になし。

3 従来の実施に要した施設及び設備

○ 国から国有財産総合情報管理システム（ソフトウェア）をCD－RW等により配付。

○ その他、国が民間事業者に提供し使用させていた建物、設備及び主要な物品はありません。

（注意事項）
なし

4 従来の実施における目的の達成の程度

① 管理等業務の処理期間内の処理率 ： 100%

② 各種情報等の適正な管理等 ： 外部等への情報漏洩は発生していない

③ 適確な調査 ： 全て検査職員による検査に合格

5 従来の実施方法等

従来の実施方法

業務管理のイメージ図

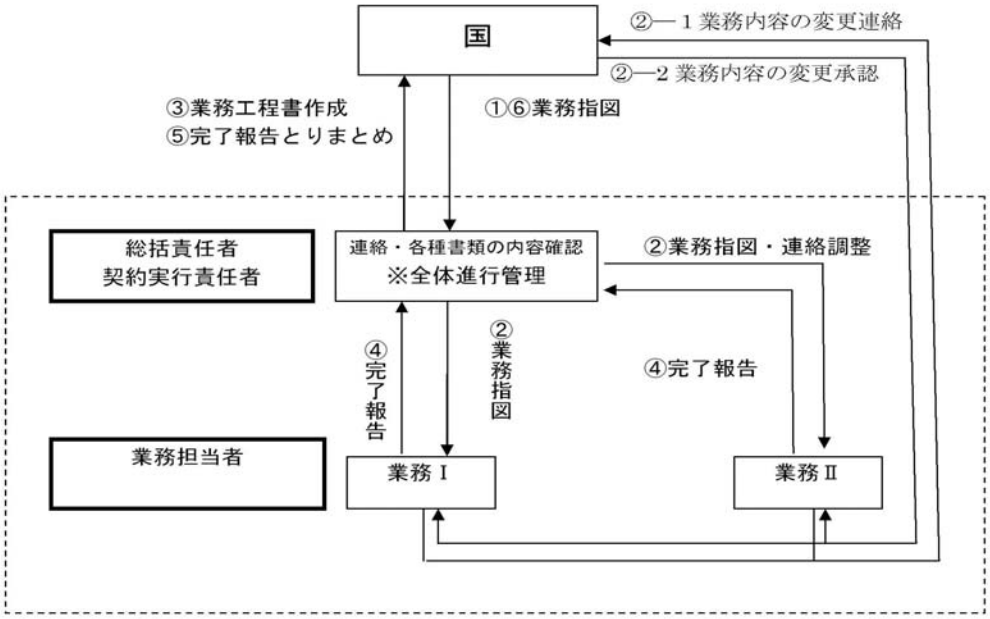

（注）図中の「業務Ⅰ」はグループ代表者が実施する業務、「業務Ⅱ」はグループ構成者が実施する業務。

1 従来の仕様書が必要な場合は、入札関係書類付場所において配付する。

2 業務を実施する部署は別紙8「組織図」参照。

（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

1 物件調書は財産を処分する際に、民間における重要事項説明書に代わるものとして一般に公開されるため、厳正な記載をする必要がある。

2 物件調書の作成は、年間処分計画に多大な影響があるため、期限は厳守する。

3 ボーリング、埋設物試掘調査及び土壌汚染調査は、その結果により埋設物の範囲を確定し入札案内書に記載する必要があるほか、その撤去費用を物納者に求めることもあるため、適確な調査を行う必要がある。

（注意事項）

1 公務員に代位して作業を行うため、身分証明書を発行しており、その取り扱いは十分に気を付けること。

2 業務委託に関して国から提供する情報については、情報の機密保持義務がある。

3 談合等の不正行為には厳重な罰則規定がある。

年度別実績表

首都圏

業務内容		単位	19年度 件数等	19年度 委託料	20年度 件数等	20年度 委託料	21年度 件数等	21年度 委託料
国有財産の調査に関する業務								
	物件調書作成等	件	875	180,814,200	638	105,240,309	546	45,709,869
国有財産の維持・管理に関する業務								
	巡回・管理	物件	3,890	35,982,500	2,902	18,951,276	3,289	21,131,470
	草刈・保守等	m2	1,630,455	218,173,985	1,610,269	174,276,421	2,153,935	205,161,350
	柵設置等	m外	17,134	70,055,054	19,786	61,725,791	22,202	112,286,060
	看板作成設置等	枚外	2,270	19,051,376	3,258	17,016,149	2,754	11,566,956
	樹木伐採等	本	270	107,698,185	375	110,880,667	624	49,492,807
	測量	点外	1,277	78,540,315	1,375	55,302,160	76	3,120,560
	投棄物撤去	m3外	2,115	27,920,249	568	13,814,274	771	20,489,175
	巣撤去	箇所	4	219,240	1	32,638	5	188,794
	流出土砂撤去等	m3外	203	4,872,312	121	2,872,700	428	5,464,981
	開口部閉鎖	箇所						
	埋設物調査	点外	13,593	115,758,907	14,354	92,315,336		
	ライフライン調査	m2外						
	土壌汚染調査等	件	43	29,880,795	16	8,453,434		
	アスベスト調査	件	33	3,347,190	47	3,454,140		
一般競争入札の補助に関する業務								
	案内書配布照会対応	日	236	6,864,060	243	7,076,580	154	3,947,742
	入札物件選定補助	件	5,057	5,108,271	4,358	5,860,255	1,954	1,819,853
合　計			1,677,456	904,286,639	1,658,310	677,272,130	2,186,737	480,379,617

北関東

業務内容		単位	19年度 件数等	19年度 委託料	20年度 件数等	20年度 委託料	21年度 件数等	21年度 委託料
国有財産の調査に関する業務								
	物件調書作成等	件	405	93,423,750	204	27,313,732	185	9,884,336
国有財産の維持・管理に関する業務								
	巡回・管理	物件	2,324	6,100,500	1,900	8,189,000	1,884	15,015,887
	草刈・保守等	m2	1,714,276	115,841,722	1,344,253	68,089,058	1,636,859	60,491,583
	柵設置等	m外	15,137	30,168,711	19,186	33,372,179	12,851	37,548,282
	看板作成設置等	枚外	2,105	10,847,550	1,833	5,397,319	151,698	4,173,455
	樹木伐採等	本					107	7,531,242
	測量	点外	116	5,006,400	70	2,098,017	61	1,659,263
	投棄物撤去	m3外					372	7,175,593
	巣撤去	箇所						
	流出土砂撤去等	m3外					26	130,532
	開口部閉鎖	箇所						
	埋設物調査	点外	12,479	51,215,251	5,446	20,587,061		
	ライフライン調査	m2外						
	土壌汚染調査等	件						
	アスベスト調査	件						
合　計			1,746,841	312,603,884	1,372,892	165,046,366	1,804,043	143,610,173

埋設物調査

業務内容		単位	19年度 件数等	19年度 委託料	20年度 件数等	20年度 委託料	21年度 件数等	21年度 委託料
	埋設物調査	点外					32,308	65,372,799
	ライフライン調査	m2外						
	土壌汚染調査等	件					196	19,596,147
	アスベスト調査	件					19	1,132,476
合　計							32,523	86,101,422

（注）ライフライン調査は埋設物調査に含む。

組織図　財務省および地方地分部局の組織

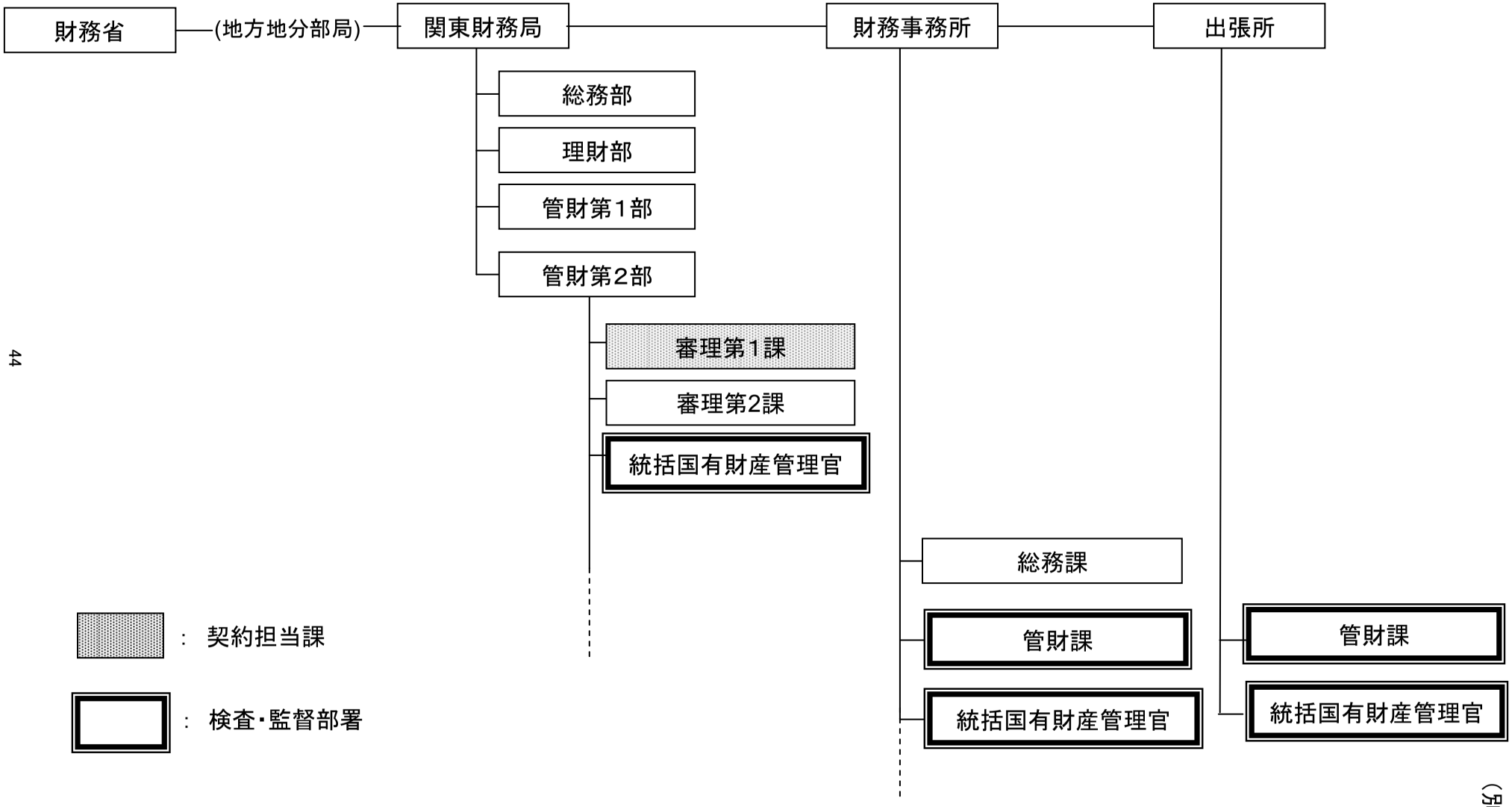

（別紙８）